

令和7年度白山市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市において障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、令和7年度の方針（以下「本方針」という。）を定めるものである。

2 調達方針

(1) 本方針の適用範囲

本方針は、本市の全ての部署が物品等を調達する場合に適用する。

(2) 調達の対象となる施設

本方針の調達の対象となる施設は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（別記第1。以下「施設等」という。）とする。

(3) 調達を推進する物品等

施設等が提供する全ての物品等（別記第2）とする。

(4) 物品等の調達目標

本市における施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

(5) 調達を推進するための基本的な考え方

各部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、施設等から調達する機会の増大に努める。調達に当たっては、施設等や物品等を限定することなく、幅広く調達するよう努める。

3 具体的な取組事項

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害福祉課は、調達の推進を円滑に行うため、施設等が提供する物品等の把握に努め、必要な情報を本市のホームページに掲載する等の方法により適切に情報を提供するように努める。

(2) 随意契約の活用

施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

4 調達実績の公表等

- (1) 本方針の策定及び情報提供に係る担当窓口は、障害福祉課とし、方針を策定したときは、本市のホームページにより掲載する。
- (2) 各課における調達実績については、障害福祉課において取りまとめ、その概要について毎会計年度の終了後、本市のホームページにより公表する。

別記第 1

法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所、施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援 A・B 型事業所
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所
- 2 障害者を多数雇用している企業
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所
- 3 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - (1) 在宅就業障害者
 - (2) 在宅就業支援団体

別記第 2

障害者就労施設等が提供する物品等

- (1) 物品
 - ア 啓発用物品
 - イ 食品等（弁当、お茶、土産用菓子等）
 - ウ その他小物類
- (2) 役務
 - ア 印刷物類（冊子、パンフレット、名刺等）
 - イ 庁舎、公園等の屋内外清掃や除草
 - ウ 軽作業（箱詰め、袋詰め、書類仕分け、封入等）
 - エ パソコンでのデータ入力作業
 - オ クリーニング作業
 - カ その他人的なサービスによるもの